

第5回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

とき 平成21年3月31日(火) 午後2時30分～
ところ KKRホテル熊本 2階「五峯」

第5回協議会では、報告事項として3月16日に開催された第3回議員専門部会の審議内容について報告がありました。また、第4回で提案された「総務関係事業」「健康福祉関係事業」および「経済振興関係事業」について協議を行い、事務局提案のとおり承認されました。

なお、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」など9件について提案され、第6回協議会で採決されます。



【報告事項】

■第3回議員専門部会報告

「協議第8号 地域自治組織等の取扱い」については、「合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。設置期間は、合併の日から5年間とする。」ことが承認されました。

【議案】

■議案第7号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の補正予算について

平成20年度の補正予算として、872千円を繰越明許費とする補正予算案の提案があり、原案どおり承認されました。

■議案第8号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について

平成21年度の事業計画の提案があり、原案どおり承認されました。

■議案第9号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の予算について

平成21年度の当初予算として、歳入歳出それぞれ18,800千円とする予算案が提案され、原案どおり承認されました。

【協議項目】

■協議第16号 総務関係事業について(その1)

- 「特別職の身分の取扱い」については、「合併により植木町の常勤の特別職(教育長を含む)は失職する。植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会(農業委員会を除く)の委員及び監査委員については失職し、他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。」
- 「条例及び規則等の取扱い」については、「熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。」
- 「非常備消防(消防団)」「消防団運営交付金」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「投票区」については、「植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。」

のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。」

○「熊本市優待証」については、「新市の事業として継続する。」

○植木病院の「診療体制・連携」については、「新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については一貫的な経営体制の下で、大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行い、医師確保に努める。」

■協議第22号 経済振興関係事業について(その1)

○「基盤整備事業」については、「熊本市の例に統一する。なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中(平成21年度)に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。」

○「農地・水・環境保全向上対策事業」については、「現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。」

○「生産体制強化対策事業」「農業用廃プラ類処理対策協議会」については、「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。」

○「農業振興地域整備計画変更」については、「両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。」

○「企業立地促進事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。」

以上のことことが承認されました。

■協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)

- 「介護保険料」については、「平成22年度から熊本市の例に統一する。」
- 「高齢者介護用品支給事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。」
- 「地域包括支援センター」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「ふれあいいきいきサロン事業」については、「現行のとおり継続し、新市においてその手法を検討する。」
- 「総合健診」「腹部超音波検診」については、「5年間現行